

営業時間短縮枠等の要請に御協力いただいた飲食店等の皆様へ
愛知県感染防止対策協力金(営業時間短縮要請枠)の
特例受付 及び 申請期間延長 をお知らせします。

特例受付(2022/1/21~3/6 実施分)

| 申請期間 | 対象者 |
|--|--|
| 2022年5月23日(月)) 2022年6月22日(水) 【当日消印有効(郵送の場合)】 | 申請期間(3月7日~4月25日) 中に申請を行えなかった方。 ※申請済みの方が修正申請(店舗や日数の追加等)を行うことは認められません。 |

申請期間延長 (2022/3/7~3/21 実施分)

| 申請期間 |
|--|
| 3月30日(水)~5月18日(水)【当日消印有効(郵送の場合)】 6月22日(水)まで延長 ※申請期間終了後の特例受付の実施予定はありません。 |

※申請には、各実施分の協力金のパンフレットをそのままお使いいただけます。

※パンフレット等に「本協力金の売上の対象とならない例」として記載している「婚礼に伴う飲食売上」は、本協力金の売上の対象として取り扱います。

お問合せ先

詳細は、県のウェブサイトをご覧ください。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/covid19-aichi/kyoryokukin-tokurei2205.html>

コールセンター

052-228-7310

午前9時~午後5時(土日祝日を含む毎日)



特例受付について(Q&A)

Q1 誰が申請できますか？

A1 今回の特例受付は、県の営業時間短縮等の要請に応じていただいた事業者のうち、「1/21～3/6実施分」の協力金について、申請期間内に申請を行えなかった方が対象です。

Q2 既に協力金を申請しましたが、この機会に店舗数や日数を修正して再申請することはできますか？

A2 既に申請を受け付けた事業者による修正は受け付けません。特例受付は今まで申請していなかった方のみを対象にしています。
なお、「婚礼に伴う飲食売上」を除外して申請した方はこの限りではありません。

Q3 申請書は以前に配布されたものを使用できますか？ また、どこで入手できますか？

A3 協力金のパンフレット及び申請書は以前に配布したのものから変更はありませんので、そのままお使いいただけます。また、パンフレット及び申請書は、申請サポートサイトからダウンロードしていただくか、各県民事務所、市町村、商工会・商工会議所の窓口で入手できます(パンフレット内に申請書のページがあります。)

Q4 以前に協力金を申請している場合、提出書類を省略できますか？

A4 以前に県の協力金を申請している方で、直近の提出書類と記載内容が同一の場合、提出を省略できる書類があります。協力金のパンフレットや県のウェブサイトにも省略可能な書類を記載していますので、ご確認ください。

Q5 特例受付について、提出書類の変更はありますか？

A5 提出書類の変更はありませんが、売上高方式で下限額での申請の場合に、新たに省略可能な書類を追加しました。
・売上帳等の帳簿の写し(参照月の分)
・確定申告書の写し(参照月を含む年の分)【過去の協力金の支給実績がある場合】

必要書類送付先

※必ず下記の送付先に郵送してください。

※郵送の際には切手を貼付の上、封筒に申請者の住所及び氏名を必ず記載してください。

※下記の宛先面を切り取って封筒に貼付してください。はがれないよう、しっかり糊付けしてください。

キリトリ

〒460-8780

名古屋市中区栄 愛知県感染防止対策協力金事務局

特例

愛知県感染防止対策協力金 特例受付(1/21～3/6実施分)申請書類在中

差出人 住所

氏名